

まちなかイルミネーションロゴマーク使用ガイドライン

令和6年(2024年)10月1日

1 はじめに

本ガイドラインは、「まちなかイルミネーションロゴマーク」を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めたものです。

ロゴマークを使用する際は、本ガイドラインのとおりとします。

2 意義

大手前通りイルミネーションは、来る大阪・関西万博等におけるインバウンド需要の獲得に向け、大手前通りを上質なイルミネーションで華やかに彩るとともに、夜のほこみちを活用したまちなかのにぎわいや出会いの場の創出に官民一体となって取り組むことで、観光客への“おもてなし”や市民にとっての“誇れる城下(まち)”を目指しています。

また、クリスマスシーズンには中心市街地の商店街や商業施設でもイルミネーションやライトアップが実施され、大手前通りだけではなくまちなか全体が光の空間に包まれます。

そこで、これら姫路の中心市街地において実施されるイルミネーションイベントの効果的・統一的な広報展開を図るため、大手前通りイルミネーションをはじめとするまちなかイルミネーションのロゴマークを作成しました。

3 ロゴマークに込めたおもい

まちなかイルミネーションロゴマークは、姫路城と姫路の街並みがイルミネーションに照らされているにぎやかな様子を表現しました。優しい光をイメージしたパステルカラーを基調とすることで、見る人にやわらかな印象を与え、若者から年配の方まで多くの人々に親しまれ、愛されるデザインに仕上げました。

4 ロゴマークの使用法

(1) デザイン

本ガイドラインに従って使用できるロゴマークは、以下の2パターンです。配置するスペースや隣接する他要素に応じて、使用するパターンを選択することができます。規定パターン以外の利用を希望される場合は、事前に担当課に相談してください。

【パターン1：背景透過タイプ】

カラー



モノクロ



※下記はロゴマークを見やすくするために、背景色をつけています。

【パターン2：背景有、楕円囲み枠タイプ】

カラー



(2) 使用についてのルール

ア 禁止される使用方法

- ・ふちどりで表示すること
- ・書体を変えること
- ・変形や、傾けること
- ・組み方を変えること
- ・立体的な表現や他の要素を追加すること
- ・サイズバランスを変更すること
- ・影を付けること



【禁止する使用例】

- ・白抜きやアウトラインのみで使用する

イ その他のルール

- ・ロゴ周辺にはロゴ以外は配置しないようにしてください。
- ・他のロゴと併記して使用する場合は同等に見えるようにしてください。
- ・背景色はロゴマークがはっきりわかる色にしてください。

(3) 使用目的

ロゴマークは本ガイドラインに従い、以下の目的で使用することができます。

- ・個人による個人使用目的
- ・本市が承認した事業や商品等の広告目的
- ・企業・団体等による企業・団体の内部・外部使用目的

(4) ロゴマークを使用できる方

- ・個人、企業、国、地方公共団体、公益法人、その他非営利活動団体等
- ・公序良俗に反せず、かつ反社会勢力との関係がない方

(5) 利用申請

ロゴマークを使用する際には、事前に姫路市の承認を得る必要があります。

使用については兵庫県電子申請共同運営システムより申請ください。

URL：<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1726555234998>

申請後、基準に基づき内容を審査し、10日程度で承認・不承認を通知します。

承認を得た申請者にはロゴマークのデータを提供します。

※下記の事項のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。

- ・市が利用するとき
- ・市が主催し、又は共催する事業等のために利用するとき
- ・報道機関が報道及び広報の目的で利用するとき
- ・令和5年度にまちなかイルミネーションの取組みに参画された団体
- ・その他市長が適当と認めるとき

※承認後、申請内容に変更が生じた場合又は利用を取り止めた場合には、速やかにご連絡ください。

※ロゴマークの使用が本ガイドライン及び承認の内容に違反していると認められるときは、ロゴマークの使用承認を取り消す場合があります。

※ロゴマークの利用に際し、疑義が生じた場合には、担当課に相談してください。

(6) 具体例

ア 使用が認められる例

- ・姫路の中心市街地のイルミネーションに係る事業として本市が承認した事業の広告類
- ・本市が承認した商品やサービスに関連付けて使用する場合（商品及びそのパッケージ、企業広告及び商品広告を含む広告类等）
- ・個人による個人的なブログやSNS投稿での使用
- ・企業・団体等の内部及び外部において使用する物品類

例：名刺、事務用品、封筒、社内報、懸垂幕、のぼり旗、業務用車等

イ 使用が禁止される例

- ・本市が承認していない商品やサービス等に関連付けて使用する場合
- ・ロゴマークの顧客吸引力及び信用力への不当な便乗にわたるような様態での使用
- ・本市及びまちなかで行われるイルミネーションのイメージを害するなど、社会的評価を下げる様態での使用
- ・本市及びまちなかでのイルミネーションが使用者や使用者の商品・サービスを推奨・保証しているかのように受け止められるおそれのある使用
- ・特定の政治的活動、宗教的活動その他これらに類する活動への使用
- ・法令や公序良俗に反するものに関連付けた使用
- ・第三者に対する誹謗中傷や差別などに関連付けた使用
- ・名誉毀損、詐欺など、第三者の権利を侵害するものに関連付けた使用
- ・反社会的勢力に関連付けた使用
- ・上記のほか、本市において不適切であると判断した使用

6 使用責任

ロゴマークの使用は使用者の責任のもとで行っていただきます。

ロゴマークの使用が認められる場合であっても、本市は使用者や使用者の商品・サービス等について推奨や保証を行うものではありません。

ロゴマークが使用された媒体やその内容、本ガイドラインに反するロゴマークの使用、その他、個々のロゴマークの使用について、本市は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

7 ロゴマークの使用期限

令和7年3月31日まで。(令和6年度中)

使用期限経過後は直ちにロゴマークの使用を終了してください。

その他本市から指示がある時は当該指示に従ってください。

8 知的財産権

ロゴマークに関する著作権など一切の知的財産権は本市に帰属します。

ロゴマークの不正使用又は本ガイドラインに反する使用により、本市のロゴマークにかかる知的財産権が侵害された場合、差止請求や損害賠償請求等の法的措置を講じる場合があります。

9 本ガイドラインの改定について

本ガイドラインは本市が事前の予告なく改定することがあります。

なお、本ガイドラインが改定された場合は改定後のガイドラインに従っていただきます。

10 問い合わせ先

姫路市 観光経済局 商工労働部 産業振興課

電話：079-221-2522

メール：sankou@city.himeji.lg.jp